明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン（厚生労働二九〇）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録抹消、企業年金基金変更関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一一
会社その他　一四
会社決算公告　一五

告示

○厚生労働省告示第二百九十号

私的年金分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第6の2(7)の規定は、平成二十八年九月一日から適用する。

平成二十八年七月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第1　趣旨
第2　定義
1　個人情報
2　個人情報データベース等
3　個人データ
4　個人情報取扱事業者
5　本人
6　保有個人データ
7　公表
8　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）
9　本人が容易に知り得る状態
10　本人に通知
11　（個人データ又は保有個人データの）提供
12　本人の同意
13　私的年金関係事業者
14　私的年金分野
第3　適用対象者の範囲
第4　個人情報の利用目的に関する義務
1　利用目的の特定
2　利用目的の変更
3　利用目的による制限
4　利用目的による制限（事業承継の場合）
5　利用目的による制限の例外
第5　個人情報の取得に関する義務
1　適正な取得
2　取得時の利用目的の通知又は公表
3　書面等による直接取得時の利用目的の明示
4　利用目的の通知等をしなくてよい場合
第6　個人データの管理に関する義務
1　データ内容の正確性の確保
2　安全管理措置
3　従業者の監督
4　委託先の監督
第7　個人データの第三者提供に関する義務
1　第三者提供の制限に関する原則
2　第三者提供の制限に関する例外
3　いわゆる「オプトアウト」
4　「第三者」に該当しないもの